

## 補則

### 所沢市社会福祉協議会こどもの居場所づくり助成事業について

#### 1 本事業の使途・性格

こどもの居場所単体の常時収支の不足分を助成する性格のものです。こども未来基金を活用して、こども食堂等に開設・運営経費の一部を助成します。

#### 2 助成に必要となる要件

- ・地域へ適切に周知され、こどもたちの十分な参加が見込まれること。
- ・参加するこどもたちが主に所沢市内在住者であること。
- ・こどもたちへ居場所の提供をはじめ、必要に応じて有効なプログラム（学習支援、レクリエーション、見送り等）がなされていること。
- ・開催時には名簿を作成すること。
- ・安全面について適切な配慮（アレルギー対策、ボランティア保険への加入、施設使用上の配慮等）が考えられていること。
- ・衛生面について適切な配慮（調理の仕方、素材の保管方法、手洗いなどのルールづくりや感染症対策、衛生管理上の条件整備等）が考えられていること。
- ・個人情報適切に管理すること。
- ・本会の支援をうけるほかのこどもの居場所の活動団体と情報交換を積極的に行うこと。
- ・必要に応じて活動状況に関する情報を本会に提供し、年度終了時に活動報告書を提出すること。
- ・ボランティアグループ・市民活動団体情報登録実施要綱に規定する登録団体であること。

#### 3 助成の対象とならない団体・グループについて

公共施設等を借りる場合、使用する施設の使用ルールを守らなかったり、近隣の迷惑になる行為を行う団体及び営利目的の活動や公の秩序を乱す活動、政治・宗教上の勧誘行為を行う団体・グループへの支援は行いません。支援開始後に当該行為があったと判断される場合には支援を停止する可能性があります。

#### 4 支出項目について

申請書及び報告書における支出項目については、以下の項目を適用してください。

支出項目	該当するもの
食材費	食料品や飲料品等。
印刷代	資料等のコピー・印刷代。
保険代	ボランティア行事保険又開催事業かかる保険代等（但し、ボランティア保険等の個人の保険は除きます。）
消耗品代	割り箸、紙ナフキン、ラップ、洗剤、文房具、配布資料の用紙等。
備品代	団体設立時のみ対象。購入金額2万円以上、かつ使用可能年数が1年以上のもの。中古品は対象外。
謝礼金	講師料、講師交通費。
通信費	切手、はがき等にかかる代金。

賃借料	利用会場の使用料。
その他	衛生費（検便等の検査料）等。

・同一団体が当該年度中の別日に異なった活動をする場合、申請書は活動ごとに提出するものとしません。

#### 5 繰り越しについて

次のような場合は、次年度に繰り越し可能とする。なお、繰り越した額は、次年度の本助成金の申請額に充当する。

- (1) 要綱第4条第1項イで申請したにもかかわらず、参加数の平均が11名未満の場合、1回当たり3,000円以上の額。
- (2) 要綱第4条第1項で申請したにもかかわらず、食事提供をしない活動に変更した場合は、1回当たり1,500円以上の額。
- (3) 年度に申請した助成金のうち、使用しなかった助成額。

#### 6 こどもの居場所の設置・運営に関する相談

本会では、運営助成金の他に、住民主体でこどもの居場所づくりを計画または運営するグループからの相談を受け付け、可能な範囲で以下のサポートを提供します。なお、CSWが活動状況を確認する場合があります。

- ・協力が得られる可能性のある地域の他団体・グループの紹介や調整。
- ・情報提供や広報活動の支援。
- ・その他個別の課題解決のためのサポート。

#### 7 その他

- ・記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部又は下部に正書し、訂正箇所に押印してください。修正テープは不可です。
- ・こども未来基金を活用した社会福祉協議会からの助成金であることをチラシなどに記載して、参加者の方々への周知をお願いします。

※記載例：「この活動はこども未来基金を原資とする所沢市社会福祉協議会の助成金を受けています。」

- ・同一団体が複数の活動を実施し助成を受ける場合、活動ごとに申請するものとし、同日に複数の活動を実施する場合は、いずれか一つの活動のみを助成するものとする。